

令和5年度

安城市予算書

(参考)

令和5年度安城市予算総括表

(単位：千円)

会 計 名	本 年 度	前 年 度	比 較
一 般 会 計	70,420,000	70,220,000	200,000
特 別 会 計	29,616,000	29,397,000	219,000
国民健康保険事業	14,250,000	14,181,000	69,000
土地取得	1,000	1,000	0
有料駐車場事業	408,000	316,000	92,000
安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業	716,000	1,171,000	△455,000
介護保険事業	11,541,000	11,170,000	371,000
後期高齢者医療	2,700,000	2,558,000	142,000
企 業 会 計	11,537,000	11,139,000	398,000
水道事業	4,911,000	5,031,000	△120,000
下水道事業	6,626,000	6,108,000	518,000
合 計	111,573,000	110,756,000	817,000

(参考)

歳入歳出予算構成表

一般会計

歳入

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構成比(%)	前 年 度	構成比(%)	増 減
5 市 税	39,547,672	56.2	38,590,521	55.0	957,151
10 地 方 譲 与 税	537,000	0.8	508,000	0.7	29,000
15 利 子 割 交 付 金	19,000	0.0	15,000	0.0	4,000
20 配 当 割 交 付 金	220,000	0.3	200,000	0.3	20,000
25 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	180,000	0.3	140,000	0.2	40,000
26 法 人 事 業 税 交 付 金	680,000	1.0	590,000	0.8	90,000
30 地 方 消 費 税 交 付 金	4,700,000	6.7	4,500,000	6.4	200,000
36 環 境 性 能 割 交 付 金	130,000	0.2	120,000	0.2	10,000
40 地 方 特 例 交 付 金	264,000	0.4	250,000	0.4	14,000
45 地 方 交 付 税	10,000	0.0	10,000	0.0	0
50 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	29,000	0.0	28,000	0.0	1,000
55 分 担 金 及 び 負 担 金	365,570	0.5	379,723	0.5	△14,153
60 使 用 料 及 び 手 数 料	984,896	1.4	961,088	1.4	23,808
65 国 庫 支 出 金	8,608,968	12.2	9,679,021	13.8	△1,070,053
70 県 支 出 金	4,996,254	7.1	4,902,368	7.0	93,886
75 財 産 収 入	202,208	0.3	151,671	0.2	50,537
80 寄 附 金	170,000	0.2	160,000	0.2	10,000
85 繰 入 金	2,065,257	2.9	2,045,257	2.9	20,000
90 繰 越 金	1,500,000	2.1	1,500,000	2.1	0
95 諸 収 入	3,381,175	4.8	3,553,351	5.1	△172,176
99 市 債	1,829,000	2.6	1,936,000	2.8	△107,000
歳 入 合 計	70,420,000	100.0	70,220,000	100.0	200,000

歳 出

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構 成 比 (%)	前 年 度	構 成 比 (%)	増 減
5 議 会 費	425,857	0.6	415,322	0.6	10,535
10 総 務 費	6,390,934	9.1	7,182,460	10.2	△791,526
15 民 生 費	28,440,211	40.4	28,557,480	40.7	△117,269
20 衛 生 費	7,311,248	10.4	7,281,968	10.4	29,280
25 労 働 費	87,754	0.1	89,385	0.1	△1,631
30 農 林 水 産 業 費	1,599,107	2.3	1,470,068	2.1	129,039
35 商 工 費	1,020,715	1.4	1,097,707	1.6	△76,992
40 土 木 費	8,290,229	11.8	8,596,686	12.2	△306,457
45 消 防 費	2,175,360	3.1	2,171,135	3.1	4,225
50 教 育 費	11,508,692	16.3	10,055,093	14.3	1,453,599
55 災 害 復 旧 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
60 公 債 費	3,059,793	4.3	3,202,695	4.5	△142,902
65 諸 支 出 金	10,100	0.0	1	0.0	10,099
70 予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
歳 出 合 計	70,420,000	100.0	70,220,000	100.0	200,000

令和5年度

安城市一般会計予算

第26号議案

令和5年度安城市一般会計予算について

令和5年度安城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,420,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星 元 人

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市税		39,547,672
	5 市民税	15,965,500
	10 固定資産税	19,024,000
	15 軽自動車税	480,001
	20 市たばこ税	1,440,000
	27 入湯税	7,671
	30 都市計画税	2,630,500
10 地方譲与税		537,000
	10 自動車重量譲与税	380,000
	20 地方揮発油譲与税	138,000
	30 森林環境譲与税	19,000
15 利子割交付金		19,000
	5 利子割交付金	19,000
20 配当割交付金		220,000
	5 配当割交付金	220,000
25 株式等譲渡所得割交付金		180,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	180,000
26 法人事業税交付金		680,000
	5 法人事業税交付金	680,000
30 地方消費税交付金		4,700,000
	5 地方消費税交付金	4,700,000
36 環境性能割交付金		130,000
	5 環境性能割交付金	130,000
40 地方特例交付金		264,000
	5 地方特例交付金	264,000
45 地方交付税		10,000
	5 地方交付税	10,000

(単位：千円)

款	項	金額
50 交通安全対策特別交付金		29,000
	5 交通安全対策特別交付金	29,000
55 分担金及び負担金		365,570
	5 負担金	365,570
60 使用料及び手数料		984,896
	5 使用料	607,513
	10 手数料	377,383
65 国庫支出金		8,608,968
	5 国庫負担金	7,174,054
	10 国庫補助金	1,398,480
	15 委託金	36,434
70 県支出金		4,996,254
	5 県負担金	2,723,733
	10 県補助金	1,874,246
	15 委託金	394,275
	20 県交付金	4,000
75 財産収入		202,208
	5 財産運用収入	92,001
	10 財産売払収入	110,207
80 寄附金		170,000
	5 寄附金	170,000
85 繰入金		2,065,257
	10 基金繰入金	2,065,257
90 繰越金		1,500,000
	5 繰越金	1,500,000
95 諸収入		3,381,175
	5 延滞金、加算金及び過料	30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	10 市預金利子	6,000
	15 貸付金元利収入	207,010
	25 雑入	3,138,165
99 市債		1,829,000
	5 市債	1,829,000
	歳 入 合 計	70,420,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 議会費		425,857
	5 議会費	425,857
10 総務費		6,390,934
	5 総務管理費	5,147,381
	10 徴税費	586,089
	15 戸籍住民基本台帳費	388,321
	20 選挙費	213,786
	25 統計調査費	12,044
	30 監査委員費	43,313
15 民生費		28,440,211
	5 社会福祉費	12,437,528
	10 児童福祉費	14,518,533
	15 生活保護費	1,482,650
	20 災害救助費	1,500
20 衛生費		7,311,248
	5 保健衛生費	3,161,199
	10 環境費	4,063,191
	15 水道事業費	86,858
25 労働費		87,754
	5 労働諸費	87,754
30 農林水産業費		1,599,107
	5 農業費	1,599,107
35 商工費		1,020,715
	5 商工費	1,020,715
40 土木費		8,290,229
	5 土木管理費	392,281
	10 道路橋りょう費	2,444,635

(単位：千円)

款	項	金額
	15 河川費	300,135
	20 都市計画費	3,048,688
	25 下水道事業費	1,498,509
	30 住宅費	605,981
45 消防費		2,175,360
	5 消防費	2,175,360
50 教育費		11,508,692
	5 教育総務費	1,151,461
	10 小学校費	2,748,290
	15 中学校費	1,213,397
	20 幼稚園費	373,700
	25 社会教育費	2,151,281
	30 保健体育費	3,870,563
55 災害復旧費		50,000
	5 公共施設災害復旧費	50,000
60 公債費		3,059,793
	5 公債費	3,059,793
65 諸支出金		10,100
	5 普通財産取得費	10,100
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	70,420,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
発展祭事業	令和5年度～令和6年度	2,000
広報あんじょう発行事業	令和5年度～令和6年度	68,000
ネットワーク機器更新事業	令和5年度～令和6年度	149,000
多文化共生プラン策定事業	令和5年度～令和6年度	4,000
テレビ電話通訳及び電話通訳事業	令和5年度～令和6年度	6,500
国内団体交流事業	令和5年度～令和6年度	500
市民協働推進事業	令和5年度～令和6年度	3,000
防犯カメラ整備事業	令和5年度～令和12年度	23,000
市民税賦課事業	令和5年度～令和6年度	500
固定資産評価事業	令和5年度～令和8年度	69,000
収納コールセンター事業	令和5年度～令和8年度	75,000
子ども・子育て支援事業計画策定事業	令和5年度～令和6年度	5,000
保育園等検診事業	令和5年度～令和6年度	2,000
健康日本21安城計画策定事業	令和5年度～令和6年度	5,000
ごみ指定袋等購入事業	令和5年度～令和6年度	100,000
塵芥車等購入事業	令和5年度～令和6年度	40,000
廃棄物再生処理事業	令和5年度～令和6年度	13,000
プラスチック再商品化事業	令和5年度～令和7年度	37,000
ごみ焼却施設整備基本計画策定等事業	令和5年度～令和7年度	66,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
庁車購入事業	令和5年度～令和6年度	3,000
ゼロカーボンシティ推進戦略策定事業	令和5年度～令和6年度	6,600
ものづくり研究開発推進事業	令和5年度～令和6年度	20,000
あんくるバス運行調査事業	令和5年度～令和6年度	8,000
あんくるバス運行事業（その6）	令和5年度～令和11年度	396,000
塵芥車購入事業	令和5年度～令和6年度	13,000
市営住宅合併浄化槽保守管理事業	令和5年度～令和6年度	1,400
日本語初期指導教室事業	令和5年度～令和8年度	45,000
英語指導助手活用事業	令和5年度～令和8年度	285,000
自然教室推進事業	令和5年度～令和6年度	28,000
野外センター活用事業	令和5年度～令和6年度	6,000
小中学校合併浄化槽保守管理事業	令和5年度～令和6年度	2,400
小中学校運搬用自動車借上事業	令和5年度～令和6年度	2,400
小中学校空調設備保守管理事業	令和5年度～令和8年度	27,000
市民公募文化事業	令和5年度～令和6年度	2,000
芸術鑑賞会事業	令和5年度～令和6年度	4,000
本證寺史跡公園整備事業	令和5年度～令和8年度	24,000
児童生徒・教職員各種検診事業	令和5年度～令和6年度	30,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
幹線道路長寿命化推進事業	36,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
新明東栄線他道路整備事業	207,000			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	34,000			
南安城横山線道路整備事業	57,000			
北大坪天白線道路整備事業	52,000			
河川緊急浚渫推進事業	23,000			
浸水被害対策推進事業	11,000			
花ノ木公園整備事業	17,000			
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業	78,000			
南明治第一土地区画整理事業	164,000			
住宅市街地総合整備事業	4,000			
小学校校舎改修事業	700,000			
中学校校舎改修事業	154,000			
屋外体育施設改修事業	292,000			

令和5年度

安城市国民健康保険事業特別会計予算

第27号議案

令和5年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について

令和5年度安城市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,250,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 国民健康保険税		3,639,814
	5 国民健康保険税	3,639,814
25 県支出金		9,356,656
	5 県補助金	9,356,656
35 財産収入		127
	5 財産運用収入	127
40 繰入金		1,101,047
	5 他会計繰入金	1,101,047
45 繰越金		117,000
	5 繰越金	117,000
50 諸収入		35,356
	5 延滞金	21,354
	10 預金利子	1
	15 雑入	14,001
歳 入 合 計		14,250,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		174,557
	5 総務管理費	151,127
	10 徴税費	23,029
	15 運営協議会費	401
10 保険給付費		9,103,204
	5 療養諸費	7,999,004
	10 高額療養費	1,011,450
	15 移送費	200
	20 出産育児諸費	80,034
	25 葬祭諸費	10,500
	30 傷病手当諸費	2,016
23 国民健康保険事業費納付金		4,748,422
	5 医療給付費分	3,102,803
	10 後期高齢者支援金等分	1,217,101
	15 介護納付金分	428,518
25 保健事業費		183,203
	3 特定健康診査等事業費	158,159
	5 保健事業費	25,044
30 基金積立金		127
	5 基金積立金	127
35 公債費		1
	5 公債費	1
40 諸支出金		20,486
	5 償還金及び還付加算金	20,486
45 予備費		20,000
	5 予備費	20,000
歳 出 合 計		14,250,000

令和5年度

安城市土地取得特別会計予算

第28号議案

令和5年度安城市土地取得特別会計予算について

令和5年度安城市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		500
	5 財産運用収入	500
10 繰越金		500
	5 繰越金	500
歳 入 合 計		1,000

歳 出

款	項	金額
5 土地開発基金費		1,000
	5 土地開発基金費	1,000
歳 出 合 計		1,000

令和5年度

安城市有料駐車場事業特別会計予算

第29号議案

令和5年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について

令和5年度安城市の有料駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 使用料及び手数料		200,000
	5 使用料	200,000
12 財産収入		120
	5 財産運用収入	120
20 繰越金		205,780
	5 繰越金	205,780
25 諸収入		2,100
	5 雑入	2,100
歳 入 合 計		408,000

歳 出

款	項	金額
5 有料駐車場費		408,000
	5 駐車場費	403,497
	10 公債費	4,503
歳 出 合 計		408,000

令和5年度

安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算

第30号議案

令和5年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算 について

令和5年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 事業収入		290,900
	5 保留地処分金	207,900
	10 換地清算金	83,000
10 使用料及び手数料		1
	10 手数料	1
15 国庫支出金		87,500
	10 国庫補助金	87,500
30 繰入金		337,548
	5 一般会計繰入金	337,548
35 繰越金		1
	5 繰越金	1
40 諸収入		50
	10 雑入	50
歳 入 合 計		716,000

歳 出

款	項	金額
5 安城桜井駅周辺特定土地地区画整理費		716,000
	5 土地地区画整理費	716,000
歳 出 合 計		716,000

令和5年度

安城市介護保険事業特別会計予算

第31号議案

令和5年度安城市介護保険事業特別会計予算について

令和5年度安城市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,541,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 保険料		2,728,001
	5 介護保険料	2,728,001
10 使用料及び手数料		51
	5 手数料	51
15 国庫支出金		2,243,982
	5 国庫負担金	1,921,650
	10 国庫補助金	322,332
20 支払基金交付金		2,878,179
	5 支払基金交付金	2,878,179
25 県支出金		1,548,192
	5 県負担金	1,445,837
	10 県補助金	102,355
30 財産収入		342
	5 財産運用収入	342
35 繰入金		2,142,249
	5 一般会計繰入金	2,032,858
	10 基金繰入金	109,391
40 繰越金		1
	5 繰越金	1
45 諸収入		3
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 預金利子	1
	15 雑入	1
歳 入 合 計		11,541,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		295,638
	5 総務管理費	172,950
	10 徴収費	12,980
	15 介護認定審査会費	102,910
	20 趣旨普及費	1,375
	25 計画策定委員会費	5,423
10 保険給付費		10,361,500
	5 介護サービス等諸費	9,445,000
	10 介護予防サービス等諸費	464,000
	15 その他諸費	7,000
	20 高額介護サービス等費	239,600
	23 高額医療合算介護サービス等費	37,300
	25 特定入所者介護サービス等費	168,600
15 地域支援事業費		878,088
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	400,174
	10 一般介護予防事業費	63,167
	15 包括的支援事業費・任意事業費	413,947
	20 その他諸費	800
25 基金積立金		342
	5 基金積立金	342
35 諸支出金		5,432
	5 償還金及び還付加算金	5,432
歳 出 合 計		11,541,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連帳票印刷封入封緘事業	令和5年度～令和6年度	千円 7,000
認知症高齢者見守り事業	令和5年度～令和6年度	700

令和5年度

安城市後期高齢者医療特別会計予算

第32号議案

令和5年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度安城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		2,364,000
	5 後期高齢者医療保険料	2,364,000
10 繰入金		320,847
	5 一般会計繰入金	320,847
15 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
20 諸収入		5,153
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 償還金及び還付加算金	5,152
歳 入 合 計		2,700,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		10,611
	5 徴收費	10,611
10 後期高齢者医療広域連合納付金		2,684,237
	5 後期高齢者医療広域連合納付金	2,684,237
15 諸支出金		5,152
	5 償還金及び還付加算金	5,152
歳 出 合 計		2,700,000

令和5年度

安城市水道事業会計予算

第33号議案

令和5年度安城市水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和5年度安城市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	77,800 戸
(2) 年間総配水量	19,800,000 m ³
(3) 1日平均配水量	54,098 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設拡張工事費	239,820 千円
配水管布設等工事費	1,049,573 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,262,000 千円
第10項 営業収益	2,914,532 千円
第20項 営業外収益	347,466 千円
第30項 特別利益	2 千円

支出

第2款 水道事業費用	3,135,000 千円
第10項 営業費用	3,070,581 千円
第20項 営業外費用	61,909 千円
第30項 特別損失	2,410 千円
第99項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,263,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,149,508千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113,492千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	513,000 千円
第10項 企 業 債	200,000 千円
第20項 一般会計出資金	3,486 千円
第30項 他会計負担金	48,000 千円
第40項 工事負担金	226,854 千円
第50項 国県支出金	34,650 千円
第60項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第4款 資本的支出	1,776,000 千円
第10項 建設改良費	1,721,766 千円
第50項 企業債償還金	54,234 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
4 資本的支出	10 建設改良費	北部浄水場6号配水ポンプ更新事業	130,000	令和5年度	52,000
				令和6年度	78,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
地震防災施設 緊急整備事業	200,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 280,432 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

令和5年度

安城市下水道事業会計予算

第34号議案

令和5年度安城市下水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和5年度安城市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	149,000 人
(2) 年 間 総 処 理 水 量	16,054,000 m ³
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	44,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備工事費	1,481,902 千円
流域下水道建設費負担金	107,749 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,333,000 千円
第10項 営 業 収 益	1,709,771 千円
第20項 営 業 外 収 益	1,578,226 千円
第30項 特 別 利 益	45,003 千円

支 出

第2款 下水道事業費用	3,207,000 千円
第10項 営 業 費 用	2,983,396 千円
第20項 営 業 外 費 用	222,594 千円
第30項 特 別 損 失	910 千円
第99項 予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,321,000千円は、当年度分損益勘定留保資金1,263,800千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,200千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	2,098,000 千円
第10項 企業債	1,060,200 千円
第20項 一般会計出資金	431,513 千円
第30項 工事負担金	700 千円
第40項 受益者負担金	79,827 千円
第50項 国県支出金	525,760 千円

支 出

第4款 資本的支出	3,419,000 千円
第10項 建設改良費	2,161,070 千円
第50項 企業債償還金	1,257,930 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城市水洗便所改造資金貸付引受金融機関に対する利子補給	融資年度から償還終了の年度まで	安城市水洗便所改造資金を融資した取扱金融機関に対する当該融資に係る利子相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 952,900	普通貸借 又は 証券発行	%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	107,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 181,631 千円

令和5年3月1日提出

安城市長 三星元人

